

負担金検証調書【令和4年度交付分】

1 負担金の予算決算等について

負担金の名称	濃尾用水協議会負担金			市の担当部課	経済環境部産業課		問い合わせ先	0568-44-0341	
負担金の金額	予算額	150,000 円		当初交付額	150,000 円		決算額	150,000 円	
							前年度決算額	300,000 円	

2 負担金の交付先について

交付先の状況	名称	濃尾用水協議会		(法人格の有無)	無	代表者	会長 瀬戸三朗		所在	稲沢市稲沢町北山178	
	構成団体	犬山市、名古屋市、各務原市、宮田用土地改良区、木津用土地改良区、江南市土地改良区、扶桑土地改良区、羽島土地改良区									
	設置の根拠	濃尾用水協議会規約									
	意思決定の方法	総会による議決									
事務局の体制等	所在	稲沢市稲沢町北山178				代表者	会長 瀬戸三朗				
	事業資金の管理責任者	濃尾用水協議会会長(宮田用土地改良区理事長)			事業資金の管理者	濃尾用水協議会事務局長(宮田用土地改良区事務局長)					
	契約、支出 決裁の方法	(事務局が市である場合) 市のルールに準じているか?			完全準拠でない 場合の内容等						
		(事務局が市でない場合) 具体的に記述		同協議会総会での議決、同協議会規約にもとづき契約、支出がなされている。						証拠書類 の有無	有
事業資金等の保管方法	金融機関への預入(預金通帳及び印鑑は管理責任者が保管)による。										

3 負担金の対象となる事業等について

事業内容 (事業の全体像)	国営濃尾用土地改良事業及び国営新濃尾土地改良事業で造成された取水施設の維持管理並びにかんがい用水の円滑な配分を図る。
(犬山市の役割)	維持管理事業の実施、事業促進について協議会を通じて県及び国に要望を行う。
事業実績 (具体的な手法)	濃尾用水協議会負担金の納付
負担金を交付して 市が得たメリット	国営濃尾用土地改良事業及び国営新濃尾土地改良事業で造成された取水施設の安定的な維持管理を受けられる。

4 負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額(当初支出額)	150,000 円	精算の有無	無	精算(返還)額	0 円	精算後の負担金の額	150,000 円
負担金の対象となる全体事業費(精算がある場合は精算前の額)	収入額	12,537,358 円	支出額	9,345,337 円	余剰額	3,192,021 円	
構成員の負担割合(根拠)	犬山市:150,000円 名古屋市:150,000円 各務原市:150,000円 宮田用土地改良区:214,400円 木津用土地改良区:139,250円 羽島用土地改良区:80,600円 江南市土地改良区:61,550円 扶桑土地改良区:54,200円 (規約第18条により取水量割地積割及び市は均等割) 名古屋市:7,947,000円(犬山頭首工直轄管理事業負担金)						
余剰額が発生した場合の取扱い	翌年度に繰り越し					繰越額	3,192,021 円
交付先における収入の状況(精算前の額)	所属団体負担金 8,947,000円、前年度繰越金 3,590,358円 合計12,537,358円						
交付先における支出の状況	項目	予算(当初支出時の想定)		決算(実績)			
		積算等	金額	積算等	金額	契約の方法、相手方等	
	旅費	他協議会出席旅費	270,000 円	他協議会出席旅費	72,280	役員・事務局員	
	総会費	通常・臨時総会	671,000 円	通常・臨時総会	202,121	総会会場費等	
	消耗品費・備品費・図書印刷費	プリンターインク代等	71,000 円	プリンターインク代	8,160	随意契約	
	通信運搬費	文書郵送代	25,000 円	文書郵送代	14,044	切手購入・日本郵便	
	役員会議費	決算監査会	130,000 円	決算監査会	42,736	会場費・報酬等	
	交際費	香典供花代	50,000 円	香典供花代	21,550	随意契約	
	調査研究費・雑費	振込手数料等	350,000 円	振込手数料等	54,320	各金融機関	
	事業促進費	陳情費等	2,650,000 円	陳情費等	792,126	新幹線代等	
	負担金	諸団体等負担金	8,347,000 円	東海協議会負担金等	8,138,000	関連団体への負担金	
	合計		12,564,000 円		9,345,337 円		
積算がない場合の特記事項							